「年金・おくやみコーナー」にお持ちいただきたいもの

~お越しの際は、下記のものをお持ちください~

手続きする方は、相続人代表者と喪主です。
代理人の場合は委任状が必要です。(別紙委任状をご利用ください)

《手続きをする方のもの》

認め印【お越しになる方・相続人代表者・喪主】
お越しいただく方の本人確認書類 ① 官公庁が発行した顔写真付の証明書
(例)運転免許証、個人番号(マイナンバー)カード、身体障害者手帳など
② ①がない場合は2点
(例)被保険者証(健康保険、介護保険)、年金手帳など
個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カード
喪主が、確認できるもの (会葬礼状、葬儀の請求書、火葬許可証、新聞おくやみ欄など)
預貯金通帳またはキャッシュカード【相続人代表者・喪主】 預貯金通帳と通帳届出印(市税等の口座振替を変更する場合)
相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、 遺言書[公正証書等(検認済のもの)]

《お亡くなりになられた方のもの》

年金手帳、年金証書 配偶者がいる場合は配偶者の年金手帳、年金証書
印鑑登録証 (印鑑登録カード)、住民基本台帳カード (作成されている場合)
国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険証 (国保加入世帯の世帯主死亡の場合、加入者全員の被保険者証)
介護保険被保険者証
身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
その他市役所から交付された証書類(心身障害者医療費受給者証など)

- ※お亡くなりになられた方のものが、紛失などにより見当たらない場合は、その旨お申し出ください。
- ※手続きによっては、上記以外の書類が必要になる場合があります。 (3ページからの「ご遺族が行う手続き一覧」をご確認ください)